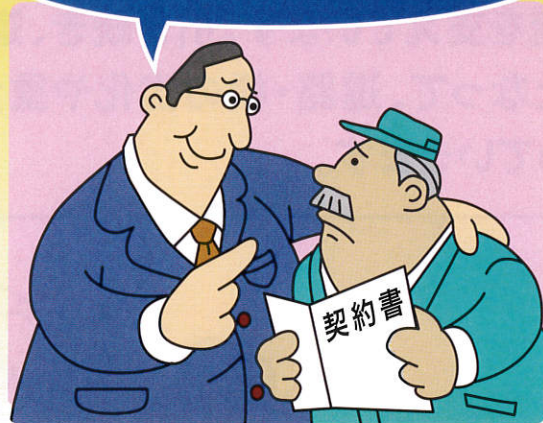


荷主の皆さまへ こんな依頼、していませんか？

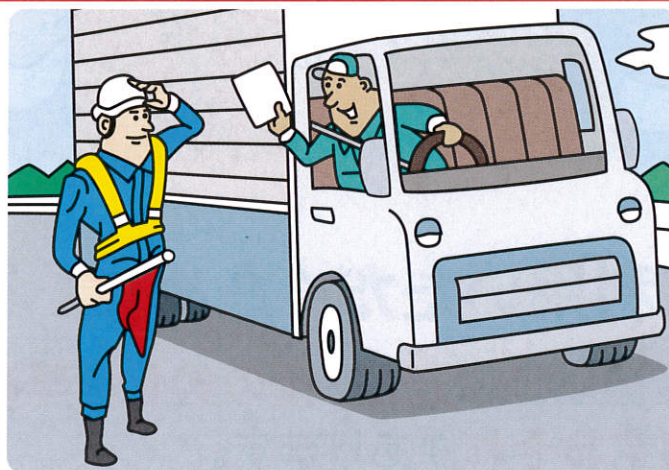
まだ積める！
載せてしまおう！



予定と違うけど
急遽積み荷を増やして！



重量超過等の車両制限令違反について、
荷主の関与が判明した場合、
「荷主勧告」を発動し、荷主名が公表されます！



道路管理者は警察等の関係機関と連携しての指導・取締りを強化しています。

荷主勧告制度については、国土交通省 Web サイトにあるパンフレットをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/common/001204970.pdf>

高速道路における車両制限令違反車両に対する取締り等の取組みについては

(独) 日本高速道路保有・債務返済機構 Web サイトをご覧ください。

<https://www.jehdra.go.jp/torikumi/sharyouseigenrei.html>

みんなの道路を大切に使いましょう！